

市報第19号

平成21年度横浜市一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告

平成21年度横浜市一般会計補正予算（第7号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成21年11月10日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

平成21年度横浜市一般会計補正予算（第7号）

平成21年度横浜市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,895,172千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,446,400,982千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		1,500,000 ^{千円}	858,985 ^{千円}	2,358,985 ^{千円}
	1 地方交付税	1,500,000	858,985	2,358,985
16 国庫支出金		192,631,778	1,357,458	193,989,236
	2 国庫補助金	67,777,702	1,357,458	69,135,160
17 県支出金		39,660,466	678,729	40,339,195
	2 県補助金	12,286,012	678,729	12,964,741
歳 入 合 計		1,443,505,810	2,895,172	1,446,400,982

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 健康福祉費		237,588,064 ^{千円}	2,895,172 ^{千円}	240,483,236 ^{千円}
	6 公衆衛生費	13,902,470	2,895,172	16,797,642
歳 出 合 計		1,443,505,810	2,895,172	1,446,400,982

参 考

地 方 自 治 法 (抜粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。